

平成22年第3回

# 葛城市議会定例会会議録

開会 平成22年9月8日

閉会 平成22年9月30日

葛城市議会

平成22年第3回葛城市議会定例会会議録(第1日目)

1. 開会及び散会 平成22年9月8日 午前10時00分 開会  
午前11時32分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	森 川 重 裕	市民生活部長	森 田 源千代
都市整備部長	石 田 勝 朗	産業観光部長	大 武 勇 吉
保健福祉部長	花 井 義 明	教 育 部 長	中 尾 知 好
上下水道部長	正 田 貴 一	消 防 長	中 島 克比虎
会 計 管 理 者	安 川 登	代表監査委員	村 野 幸 司

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二		

6. 会議録署名議員 8番 吉 村 優 子 9番 阿 古 和 彦

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報第5号 平成21年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第4 報第6号 平成21年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第5 認第1号 平成21年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第6 認第2号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第3号 平成21年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第4号 平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第5号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第6号 平成21年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第7号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第8号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第9号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第14 認第10号 平成21年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 認第11号 平成21年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第37号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第17 議第38号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第39号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第40号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第41号 平成22年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第21 議第42号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第22 議第43号 平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第44号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成22年第3回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、平成22年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、最後まで議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3、報第5号から日程第23、議第44号までの21議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、例月出納検査結果について報告がありました。その写しをもって、報告といたします。

また、教育委員会委員長より、教育に関する事務の点検及び評価報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付し、ご報告といたします。

また、総務文教常任委員会、民生水道常任委員会、都市産業常任委員会、及び議会運営委員会から7月、8月に実施されました視察研修について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

最後に、今回提出されました意見書につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

山下市長。

山下市長 皆様、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日、平成22年第3回葛城市議会議定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。連日の猛暑で、本当にことしは大変に厳しい暑さで大変だろうと思います。また、本日は、台風9号が日本列島を襲うということで、このあたりも暴風域にもう間もなく入るのかなというふうに思っています。少しでも雨が降ってほしいなというところがございますけれども、葛城市の水がめを心配しながら、今ごあいさつをさせていただいております。また、皆さんにおかれましては、日ごろは議会活動を通じまして、市民の皆様方の幸せづくりのためにいろいろとご活躍いただいておりますことに対しまして、心から敬意を表しますとともに感謝をするところでございます。

さて、本定例会におきましては、皆様方にご審議いただく案件は、報告案件を含めて21件でございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、吉村優子君、9番、阿古和彦君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告をお願いいたします。

14番、寺田君。

寺田議会運営委員会委員長 おはようございます。平成22年第3回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、去る8月30日と本日9月8日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第5号と日程第4、報第6号の2議案につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の報告を受け、一括質疑のみ行います。

続きまして、日程第5、認第1号から日程第15、認第11号までの決算認定11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より3名ずつ選出された9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、付託いたします。

次に、日程第16、議第37号と、日程第17、議第38号の2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第37号については、民生水道常任委員会に、議第38号については、都市産業常任委員会に、それぞれ付託いたします。

次に、日程第18、議第39号と、日程第19、議第40号の条例改正2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、日程第20、議第41号から日程第23、議第44号までの補正予算4議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、議第41の一般会計補正予算については、それぞれ所管の各常任委員会に分割付託を行い、議第42号から議第44号については、民生水道常任委員会に付託いたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期は、お手元に配付しておるとおりでございます。会期は、本日9月8日から30日までの23日間とし、10日午前10時より本会議、一般質問を行います。13日午前10時より、本会議、引き続き一般質問を行います。14日午前9時30分から総務文教常任委員会、15日午前9時30分から民生水道常任委員会、16日午前9時30分から都市産業常任委員会、21、22、27、午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。28、29日は予備日とし、30日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託された議案につきましても、委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。

次に、意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、3件の提出がございました。それぞれ所管において、ご協議をお願いいたします。

最後に、議会の運営について協議を重ねているところでございますが、先の議会全員協議会で報告いたしましたとおり、一般質問の方法について、一問一答方式の場合、まず登壇して質問事項のみを発言していただき、その後質問席に移っていただいてから、質問事項ごとに趣旨と1問ずつの質問をしていただく方法でお願いしたいと思います。一括質疑方式におきましては、従来どおり、1回目の質疑答弁は登壇して行い、2回目は質問席及び自席からお願いしたいと思います。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日9月8日から30日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から30日までの23日間と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第5号と、日程第4、報第6号の、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第5号及び報第6号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に報第5号 平成21年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成19年6月に交付され、地方公共団体は毎年度健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務づけられました。そして、健全化判断比率等の公表に関する規定が、平成20年4月から施行されたことにより、平成19年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告するとともに、住民に対し公表することとなっております。健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率であり、各地方公共団体は、この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、財政健全化を図ることとなります。それでは、本市の健全化判断比率について、説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率、この比率は、一般会計等、すなわち本市においては、一般会計、学校給食特別会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、霊園事業特別会計を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。葛城市の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字額というものはないわけでございます。

2つ目の比率である連結実質赤字比率、この比率は、一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち、一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、一般会計、特別会計、水道事業会計の実質的な収支は黒字、資金不足は発生しておらず、結果この連結実質赤字額につきましても、ないわけでございます。

3つ目の比率である実質公債費比率、この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合、19年度、20年度、21年度の3カ年平均で12.9%であり、これは早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率、この比率は、一般会計、特別会計、水道事業会計、土地開発公社、本市が加入している一部事務組合、広域連合等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、葛城市の場合は94.2%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っておるわけでございます。このように、平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりもかなり下回った比率であり、健全段階と判断されるわけでございます。しかしながら、基金残高、市債の今後の状況を踏まえれば、財政運営に当たっては、これまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に、報第6号 平成21年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本報告につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

まず下水道事業特別会計の資金不足比率につきましては、平成21年度葛城市下水道事業特別会計決算における歳入歳出差引き額は160万4,754円と、黒字となっております。資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、歳入におきましては、一般会計から9億2,800万円も繰り入れをいたしておりますので、今後も水洗化率の向上に努めるとともに、下水道使用料金の確保、効率的な維持管理を行い、下水道事業の経営健全化に努めてまいります。

次に水道事業会計の資金不足比率につきましては、県水の受水費等の未払金を含む流動負債7,112万4,324円に対しまして、現金預金等の流動資産は22億8,970万386円でございます。流動資産が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。しかしながら、これも今後、老朽施設の耐震工事と改良更新に多額の費用を要する時期を迎える中、今以上、事業の効率化に努めて取り組んでまいります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

下村議長 次に、監査委員より報第5号と報第6号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、村野君。

村野代表監査委員 おはようございます。

それでは、ただいまから、平成21年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について、報告します。なお、この審査は、監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。審査の方法は、財政健全化審査については、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、そして経営健全化審査については、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が市長から提出され、それぞれの比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。

葛城市においては、健全化判断比率にかかる4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も、早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っている健全な財政状況であります。基金残高の減少、市債の今後の状況を踏まえ、より一層の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えます。今後とも、行財政改革を積極的に推進されるとともに、昨年度より導入されている行政評価システムを有効に活用して、より一層効率的な組織運営と、事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した節減、合理化に努められることを望みます。また、少しでも新たな財源を確保できるよう、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進されるよう要望するものです。

以上をもって、財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員 村野幸司、同じく川西茂一。

以上でございます。

下村議長 以上で、監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本2議案については、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

7番、藤井本君。

藤井本議員 平成21年度葛城市財政健全化比率の報告ということについて、今、市長の方からありましたように、これは平成19年度に定められました地方財政健全化法に基づき、議会に報告する、または住民に公表するというので、市長が申されたそのとおりであると思います。せっかくの機会でありますので、私の方から質問をさせていただきたいと思います。

説明の中にありましたように、これは3つの区分に分けられます。葛城市は健全団体だということで、よく言われるイエローカードと言われますけれども、これが早期健全化団体。この早期健全化団体ということについては、平成20年度では、この奈良県でも2つの自治体が入っています。そして、早期健全化計画というのを提出されているということです。それ以上になりますと、財政再生団体ということで夕張のようになるわけで、葛城市はその基準からかなり下回っているということで、健全団体だと、こういうふうの説明がありました。



そこで、私の質問というのは単純なものなのですが、21年度は健全であったと、かなり下回ったということの説明ですけれども、これがこれを提出、報告されるのは、平成20年度からでありますけれども、要するに、数値そのもの、目安にしかならないんですが、この目安となる健全化を示す指標としての目安になるこの数値が、改善、よくなっていったのか、悪くなっていったのか。1つのハードルよりはかなり高いところにあります。これは理解できるんですが、葛城市そのものが下降していったのか、上昇していったのかというところを、わかる範囲でご説明いただきたいというふうに思います。

以上です。

下村議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいま藤井本議員さんのお尋ねの件でございます。いわゆる実質の赤字比率の件、まず1つはそういうことになるわけでございます。これにつきましては、昨年度が1.41の黒字であったというようなことでございます。今年度につきましては、3.63の黒字ということになっておるわけでございます。

それから、連結の実質の赤字比率につきましては、昨年度が28.65%の黒字と、それと今年度21年度につきましては31.16%の黒字ということに今なっておるわけでございます。この2つの比率を見た中では、当該年度におけます財政状況等があるわけございまして、当然ながらその当該年度における、収支の状況いかによって、それは左右してくるというようなことでございます。

それから、実質公債費率でございます。これにつきましては、昨年度が13.9%であったわけでございます。それから、今年度につきましては12.9%ということで、報告をいたしております。そういうことで、昨年度よりは1ポイント下げているというようなことになっておるわけでございます。しかしながら、この分につきましては、今年度は、標準財政規模という、いわゆる分母になる標準財政規模、地方公共団体におけます一般財源の額、総額でございますけれども、それが上回ったと。一方分子の方の公債費でございますけれども、この公債費につきましては、当然ながら既発債と申しますか、今まで起債を発行しておったその分につきましても完済になってきているというような状況があるわけございまして、その分が下回っているということで、分子が小さくなって、結果的には分母が膨らんだと、そういう結果で、1ポイント下げたというような状況になっておるわけでございます。

それと、将来負担比率の関係でございますが、これにつきましては、すべて、昨年度が102.6%であったわけございまして、それと今年度が94.2ということでございまして、これも8.4ポイント下がったということでございます。これにつきましても、分母を標準財政規模というものを我们用いますので、当然分母の方が、公債、6,825万5,000円のいわゆる標準財政規模が膨らんだと。一方では、普通会計、それから下水道にかかわる準元利償還金等の、そういう分子の方の公債費が下がった。そういうようなことの中で、結果的に8.4ポイント下げたという結果でございます。

今後どうなっていくのかということでございますけれども、これにつきましては、いわゆる分母の方の標準財政規模自身がどうなるのかというようなことがあるわけございませ

て、それが今後膨らんでくるのかどうかというようなことでございます。試算でございますが、22年度につきましては、約1.6億円ぐらいの標準財政規模が上がるというような状況になる試算でございますけれども、そういうような形になってございます。

一方公債費につきましては、当然ながらこれは、今後の、すぐに影響はしないわけでございますので、いわゆる公債費も恐らくそういうような形では、急には上がらないというような考えを持っておるわけございまして、今後は、若干まだ下がるんじゃないかなあという思いはいたしております。

しかしながら、今後の新市の建設計画に基づきまして、合併特例債を発行する、そういうようなことになってくるいかんによりまして、その状況によりましては、実質公債費率なり将来負担比率も上がってくる可能性はなきにしもあらずであるというような思いはいたしております。

以上でございます。

下村議長 7番、藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。今の現状をお聞きしましたが、今後の将来のことについてまでご説明いただき、本当にありがとうございます。住民の方に公表するといった場合、葛城市はラインというものを大幅に下回って健全化なんだと。その中でもポイント的にこの数値だけを見た限り、目安としてのこの数値ですけれども、比率です。これについては、昨年よりも改善されてよくなっているということです。その中身については、いろいろな要因はあるけれども、よくなっているということでもいいわけですね。ただし、将来にわたっては、今部長からありましたように、合併特例債等の関係で今後また上がっていく可能性も、それは考えられるというお答えをいただいたわけです。

はい、ありがとうございます。

下村議長 ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案については、法の規定により、報告のみでございますので、ご了承お願いいたします。

次に日程第5、認第1号から日程第15、認第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。本11議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました認第1号から認第11号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず認第1号 平成21年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は125億1,331万6,274円で、予算現額に対する収入率は92.9%でございます。また、歳出決算額は119億4,009万2,247円で、予算現額に対する執行率は、88.6%となっております。歳入歳出差引き残額は、5億7,322万4,027円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億7,747万9,100円を差し引いた実質収支額は、2億9,574万4,927円でございます。なお、年度中の基金の増

減につきましては、3,309万5,000円の増額となっております、平成21年度末の現在高は、19億2,924万8,000円となっております。

次に、認第2号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は33億8,603万3,073円で、予算現額に対する収入率は98.3%でございます。また、歳出決算額は33億4,043万3,573円で、予算現額に対する執行率は、97.0%となっております。歳入歳出差引き残額は、4,559万9,500円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、2,000円の増となっております、平成21年度末の現在高は、52万1,000円となっております。

続いて、認第3号 平成21年度葛城市老人保健特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は337万5,004円で、予算現額に対する収入率は39.0%でございます。また、歳出決算額は440万5,803円で、予算現額に対する執行率は50.9%となっております。歳入歳出差引き残額は、マイナスの103万799円と赤字で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号 平成21年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入決算額は18億941万1,082円で、予算現額に対する収入率は99.0%でございます。また、歳出決算額は17億7,891万5,873円で、予算現額に対する執行率は、97.3%となっております。歳入歳出差引き残額は、3,049万5,209円で、実質収支額も同額でございます。なお、年度中の基金の増減につきましては、3,080万5,000円の増となっております、平成21年度末の現在高は、1億2,665万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入決算額は1,103万3,200円で、予算現額に対する収入率は87.8%でございます。また、歳出決算額は1,003万1,806円で、予算現額に対する執行率は79.9%でございます。歳入歳出差引き残額は100万1,394円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は22億1,794万8,649円で、予算現額に対します執行率は98.5%でございます。また、歳出決算額は22億1,634万3,895円でございます、予算現額に対します執行率は、98.4%となっております。歳入歳出差引き残額は160万4,754円でございます、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号 平成21年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は2億7,710万7,858円で、予算現額に対します収入率は99.6%でございます。また、歳出決算額は2億7,694万3,614円でございます、予算現額に対します執行率は、99.6%となっております。歳入歳出差引き残額は16万4,244円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号 平成21年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は215万2,864円で、予算現額に対する収入率は100.6%であります。また、歳出決算額は213万1,127円で、予算現額に対する執行率は99.6%となっております。歳入歳出差引き残額は2万1,737円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号 平成21年度葛城市霊園事業特別会計決算の認定についてでございますが、



特別会計並びに水道事業会計の全般にわたって、収入未済額が恒常的に生じている傾向となっております。過年度分を含む延滞金の徴収については、平成21年度から、延滞金も厳格に徴収された結果、収入未済額が前年度より減少しており、その成果が着実にあらわれていることを評価するものですが、市税を初め、負担金、使用料、手数料等の収入未済額については、歳入の確保と負担の公平を期す上からも、滞納の理由、状況等について十分に分析した上で、より効果的な収納対策を講じ、早期収納に向けてなお一層の努力を願うものであります。

また、不納欠損については、実態の把握に努めるとともに、関係法令等に基づき、時効中断の手続きを適宜に行うなど、安易に時効完成による不納欠損処分を行うことのないよう、厳正に事務を執行されるよう望みます。

また、人件費等については、条例並びに関係法令の規定を遵守し、適正な手続きに基づく執行の勤められたいと考えます。そして、職員の採用計画については、行財政改革の集中改革プランに示された定員の適正化計画と、現状を十分に分析し、適正な定員管理を図られるよう望みます。また、臨時雇用職員については、その必要性を十分勘案した上で、必要最小限の配置に努められたいと考えます。

高齢者、児童などの社会的弱者、または配偶者への虐待の早期発見、実態把握、防止に努めていただき、関係機関と連絡調整をとりながら、支援体制の拡充、確立を図られることを望むものであり、福祉施設のさらなる充実に努められたいと考えます。

地域振興事業を初めとする事業補助や団体補助などの補助事業の執行については、補助の目的、効果、必要性を見極め、実績を十分検証した上で、補助金の増額、減額を含め検討されるよう望みます。

公共施設の貸し出しについては、利用目的に合致しているか等を確認された上、受益者に不公平のないように応益負担をされるなど、適切な対応に努められるよう望みます。

そして、合併して5年が経過しますが、既存の施設や設備の違いから、旧町の違った制度を継続し、不均衡な取り組みがされています。葛城市として最良の方法を早急に検討され、経費削減、効率化を図り、地域間に格差を生じないよう検討されたいと考えるものです。また、公共施設全般について、事務事業の統一化の観点からも、統合ということも含めて、早期に解消していただきたいと考えるものです。

街路、まちづくり交付金事業については、前年度に続き繰り越されている状況であり、他の投資的事業全般にわたって、事業計画、事業効果について、十分に勘案して進められたいと考えるものです。また、公有地の売り払いや購入、土地借り上げ等の契約については、公平性の観点から法令を遵守するとともに、契約金額について適正な基準に基づき算定することとし、従前の契約の見直しも含めて、組織として専門的部分のチェック体系を考え、市全体の課題として取り組まれることを望みます。

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各特別会計については、市全体の決算額の大きな割合を占めており、今後も高齢化の進行により、医療費や介護認定に伴う事業量の増加が見込まれます。市民が健康で長生きできるよう、疾病の予防に重点を置いた保険事業や、地域支援事業の推進を図られるよう望むものです。

水道事業会計については、万全の経営計画のもと、安定した財政基盤を堅持し、さらなる経費の削減、事業の効率化を図られるとともに、地震・災害対策にも配慮しながら、水道事業本来の使命である、安全で良質な水の安定供給に努められるよう望みます。

本年度の全会計決算の前年度との比較では、歳入歳出とも減額の決算となっており、実質収支は黒字となっています。また、性質別経費では、主に物件費、扶助費、補助費等が増加し、人権費、公債費、振り出し金等が主に減少している状況です。本年度は厳しい財政状況の中であって、主要事業として、當麻小学校校舎地震補強大規模改造工事、新庄中学校校舎地震補強大規模改造工事を初め、道路整備事業、街路、まちづくり交付金事業等が執行されており、全体的に見て順調な決算と言えるものと考えます。

財政指標では、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、起債制限比率は、若干好転しています。基金、財政補てんの取り崩しも行わず、留保資金ができた状況にあります。

一方、日本経済の景気の動向は不透明で、本市においてもその先行きは不安定な状況にあります。三位一体改革により、地方交付税等、経常一般財源は減少の一途にあり、一方で、医療費を初め、扶助費、各会計への繰り出し金、新市建設計画に定める事業等の執行により、本市の財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いているものと言えます。このような内外の厳しい社会経済情勢のもとであって、本市では、子どもたちを初め、市民が安心して暮らせるまちづくりのため、各種施設の推進に取り組んでいかなければなりません。

本市では、行政改革大綱に基づき、集中改革プランに沿って事務事業の整理合理化、民間委託等を推進し、組織、機構の再編化、定員管理と給与の適正化及び経費の節減合理化等、財政の健全化に全町で取り組まれているところであります。さらにこの監査結果を踏まえて、効率的で質の高い市政運営を実現するため、新たな税財源の創設に努められるとともに、将来を展望した計画的な行財政運営を推進しつつ、複雑かつ多様な市民ニーズに適切に対応し、最小の経費で最大の効果が上がるよう取り組まれ、公正で透明な行政運営に努められるよう望むものです。そして、住民の健康と福祉の増進に一層の努力を願うものであります。

以上をもって、審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員 村野幸司、同じく川西茂一。

以上でございます。

下村議長 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより、質疑に入りますが、本11議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題となっております、認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって認第1号から認第11号までの11議案については、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

---

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時20分

---

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長に赤井佐太郎君、同じく副委員長に西井覚君、以上です。

次に、日程第16、議第37号並びに日程第17、議第38号の以上2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま、議題となりました、議第37号及び議第38号の2議案につき、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第37号 葛城市福祉総合ステーションの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」の指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日で満了することに伴い、引き続いて公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するもので、民間の中核的な社会福祉団体であり、福祉総合ステーションの管理運営に実績のある社会福祉法人葛城市社会福祉協議会を、続いて指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間を予定しているものでございます。

続いて、議第38号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてでございます。本案につきましても、先ほどと同じく葛城市農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」の指定管理者の指定期間が、平成23年3月31日で満了することに伴い、引き続いて公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため指定管理者を指定するもので、現在県内におきましても優秀な管理運営実績のある株式会社農業法人當麻の家を、続いて指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を予定しているものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については、一括質疑といたします。質疑はありま

せんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第37号については民生水道常任委員会に、議第38号については都市産業常任委員会へ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第39号並びに日程第19、議第40号の、以上2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま、議題となりました、議第39号及び議第40号の2議案につき、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議第39号 葛城市税条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、個人市民税に関する改正として、給与所得者や公的年金等の受給者は、新たに扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することとする規定を設ける改正で、この部分につきましては、平成23年1月1日施行でございます。

次に、法人市民税に関する改正として、法人税の精算所得課税の廃止に伴う条文の所要の規定整備を行い、市たばこ税に関する改正として、たばこ税の税率改正により、たばこ千本当たりの税額が値上がりとなる等の改正で、これらの部分につきましては、平成22年10月1日施行でございます。

最後に、非課税口座内の少額上場株式等の譲渡にかかる市民税の所得計算の特例を設ける改正につきましては、平成25年1月1日の施行でございます。

続いて、議第40号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。本案につきましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律が、平成22年6月2日に公布されたことに伴い、父子家庭にも新たに児童扶養手当が支給されることとなったことから、父子家庭における受給調整の規定の整備を行うものでございます。交付の日から施行し、平成22年8月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本2議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第39号、並びに議第40号の2議案については、総務文教常任委員会へ付託し、審査願います。

次に、日程第20、議第41号から日程第23、議第44号まで、以上4議案を一括議題といたします。本4議案につき、提案者の説明を求めます。



市長。

山下市長 ただいま、議題となりました、議第41号から議第44号までの4議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第41号 平成22年度葛城市一般会計補正予算第2号の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,713万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、125億9,980万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、民生費では児童扶養手当の追加、農林商工費では循環型社会推進事業委託料、消防費では高規格救急車の寄贈に伴う備品購入費等でございます。

次に、議第42号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,118万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、35億2,718万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、平成21年度の国庫負担金等の精算に伴う償還金及び後期高齢者支援金の追加等でございます。

次に、議第43号 平成22年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3,802万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、19億1,422万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、介護給付費負担金の国庫、県への返還及び支払基金の追加交付と、地域支援事業交付金の国庫、県、及び支払基金への返還金及び介護保険料の余剰金を準備基金に積み立てるものでございます。

最後に、議第44号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、2億9,467万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、平成20年度繰明許分にかかる国庫補助金の精算に伴う償還金でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本4議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第41号の関係部分については、総務文教常任委員会に、議第41号の関係部分及び議第42号から議第44号の4議案については、民生水道常任委員会に、議第41号の関係部分については、都市産業常任委員会へ付託し、審査願います。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、9月10日、13日、30日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、14日午前9時30分から総務文教常任委員会、15日午前9時30分から民生水道常任委

員会、16日午前9時30分から都市産業常任委員会、21日、22日、27日、それぞれ午前9時30分から決算特別委員会が開催されますので、各委員の方は、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前11時32分